



質問1

妻に青色専従者給与を支払っていますが、租税特別措置法26条の計算をするため、専従者給与の額を保険診療対応分と自由診療対応分とに配分したところ、自由診療対応分が配偶者控除額より下回ってしまいました。このような場合、妻の専従者給与を自己否認し、確定申告で控除対象配偶者とすることができるのでしょうか。

回答

昭和62年分以後は専従者給与額を自己否認することはできません。

従来は、青色申告者が、青色事業専従者として給与を支給している配偶者をその年分の確定申告において控除対象配偶者として配偶者控除の適用を受けた場合には、その給与は必要経費に算入されませんし、また、配偶者の給与所得の収入金額に算入されないこととされてきました。

つまり、配偶者控除を受けるために配偶者の青色事業専従者給与を自己否認することが認められていました。

しかし、昭和62年9月の税制改正では、控除対象配偶者（平成30年分から同一生計配偶者）の定義において、「青色事業専従者に該当するもので青色専従者給与の支払を受けるものを除く」とされ、昭和62年分以後は、青色事業専従者給与を自己否認して配偶者控除を適用することが認められなくなりました。

なお、扶養親族についても同様です。

質問2

これまで、5年余り青色専従者として診療所の事務に従事してきた長女が結婚することになりました。そこで、せめて他の使用人並みの退職金を支給したいのですが、専従者に退職金を支給した場合、必要経費になるのでしょうか。

回答

専従者に退職金を支給しても必要経費とはなりません。

所得税法では、事業主が、生計を一にする配偶者その他の親族に対し、自己の事業に従事した対価として給与等の支払をしても、その給与等の額を事業の必要経費とは認めず、また、給与等の支払を受けた親族については、その給与等の額は所得の計算上なかったものとみなすことを原則としています。

ですから、青色申告者が青色専従者に関する届出書を提出し、その届出た金額の範囲内で青色専従者に支払った給与の額を必要経費とすることが認められるのは、青色申告の特典として認められているわけです。

この青色専従者給与の特例は、法人企業と個人企業等のバランス等を考慮して定められたものですが、あくまでも特例であって、給料と賞与の支給額に限られており、退職金を必要経費にすることは認められておりません。

したがって、ご質問のような場合に退職金を支払っても、その額は必要経費とはなりません。